

株 主 各 位

東京都港区港南二丁目12番23号
株式会社 F R O N T E O
代表取締役社長 守 本 正 宏

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、お手数ながら2019年6月28日（金曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、41頁記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.fronteo.com/>) に掲載させていただきます。

## 記

1. 日 時 2019年6月29日（土曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都江東区有明三丁目6番6号  
ホテルサンルート有明 2階「花明」  
（会場が前回と異なっておりますので、  
ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第16期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第16期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件

### 決議事項

- |       |                        |
|-------|------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件               |
| 第2号議案 | 会計監査人の選任の件             |
| 第3号議案 | ストックオプションとしての新株予約権発行の件 |

### 4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと議決権行使書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効としてお取り扱いいたします。

### 5. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次にあげる事項については、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<http://www.fronteo.com/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

- (1) 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- (2) 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- (3) 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書面の一部であります。

以上

(提供書面)

## 事業報告

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当社グループは「Bright Valueの実現～記録に埋もれたリスクとチャンスを見逃さないソリューションを提供し、情報社会のフェアネスを実現する～」という企業理念のもと、独自開発の人工知能 (AI) エンジン「KIBIT (キビット)」及び「Concept Encoder (コンセプトエンコーダー)」を柱とする高度な情報解析技術を駆使し、祖業である国際訴訟支援、不正調査から製造、金融、小売、流通、そして医療分野といった様々なフィールドで、必要かつ適切な情報に出会えるフェアな世界の実現及び社会課題の解決に貢献しております。

当連結会計年度 (2018年4月1日から2019年3月31日まで) における世界経済は年度後半から米中貿易摩擦、地政学的リスクの不確実性の高まりといった先行き不透明な状況が継続し、これらに対する懸念から国際金融資本市場の調整につながりました。

わが国の経済は、雇用環境や所得の改善に伴い個人消費が持ち直していることなどから緩やかな回復基調が続くなか、IT関連投資も人材不足感への高まりの対応による省力化投資や生産性向上を目的に底堅く推移しました。

国内のAI市場をみると、様々な業種のイノベーター企業において、業務プロセスへの人工知能 (AI) の実装が進みました。人工知能 (AI) に纏わる議論も、かつて盛んであったAIがヒトの労働を奪うことを懸念するものから、人手不足問題の深刻化を背景としてAIが生産性向上や労働の自動化を実現するといった経済発展と社会課題解決の両立を目指すものへと変化がみられます。

さらに足もとでは、人工知能 (AI) の学習に必要なデータ不足についての課題感や法整備、AI人材の不足、AI分野に投じる国家予算の比較といった議論が活発化し、AI市場が“効果検証”から“社会実装”へとステージを進化させたことが伺えます。

このような状況のもと、当社グループは他社に先駆けて人工知能（AI）をビジネスへ実装してきたフロントランナーとしての経験を活かし、当連結会計年度も人工知能（AI）市場の開拓に一層努めてまいりました。

この結果、国内AI言語解析市場において2016年度から3年連続でシェアNo.1を獲得するなど（ITR Market View：AI 市場2018、2018年度は予測値）、AIソリューション企業としてのプレゼンスも向上しております。

リーガルテックAI事業（※）につきましては、eディスカバリ（アジア企業案件）市場は今後も年平均成長率15%程度の拡大が続くと予想されております（出典：Mordor Intelligence “Global e-Discovery Market 2017-2023”）。

これは、eディスカバリの対象となる“企業が保有する電子情報のデータ量”が継続的に増大していることが主因であります。一方、データ容量あたりの解析サービス料の引き下げに対する圧力は年々高まり、不採算案件を抱え困窮するベンダーも多く発生しております。

こうした状況から採算を確保しやすい大型案件の獲得競争はますます熾烈になる一方、人件費が嵩み利幅の低いレビュー工程を下請けに切り出す戦略に出るベンダーや、オフショア作業によりレビュー工程の価格破壊を仕掛けるベンダーが出現しております。

しかしながら、こうした戦略はeディスカバリの肝であるレビュー工程の質が犠牲となる恐れがあり望ましいものではありません。特にレビューのオフショア作業は品質や機密管理の観点から非常にリスクが高いだけでなく、今後もデータ量の増加が続くことを鑑みると、現在の人海戦術による対応は早晚限界に達することが懸念されております。レビュー工程の質が訴訟の勝敗を分けると言っても過言ではなく、今後はeディスカバリの全工程を一気通貫で行い、AIの力でレビュー品質の向上とコスト低減を実現するベンダーが優位な構造となると予想しております。

当社では、こうした環境変化を捉え、技術分野における重点施策として「eディスカバリの作業工程の全自動化」を最終目標に掲げ研究開発を進めております。

当連結会計年度においては、人工知能KIBITの活用によりeディスカバリの工程で最も負荷の高い“文書レビュー”の作業時間を従来の2分の1に削減するツール「KIBIT Automator」を2019年3月にリリースいたしました。同ツールでは文書レビュー業務効率化に加えて、当業界標準である作業量ベースの料金体系ではなく、透明性の高い従量制課金モデルの導入を予定しております。

営業面では、採算性に留意した受注活動と受注後の案件管理を強化いたしました。

当社グループの強みであるアジア言語の解析力、人工知能（AI）技術を活用した効率性、全工程をワンストップでサポートする対応力を武器に、アジア企業の大型案件獲得に向けてクロスボーダー営業の体制構築を重点的に取り組みました。大型案件の受注に向けてグローバルリーガル事業統括本部を設置し、拠点毎ではなくグローバル全体で管理・運営・評価を進めました。

これらの施策により米国大手法律事務所とのネットワーク深耕が徐々に進み、潜在案件ヘリーチする機会が増加するなど一定の成果が発現しました。しかしながら、当連結会計年度下期の大ロパイプラインとして見込んだ案件でロストや期ズレが発生するなど、業績貢献には期初の想定以上の時間を要している状況です。

今後は、決定力不足の要因となっている営業・マーケティングのシニアマネジメント層の強化、技術営業の促進、多面的な営業活動の活性化といった営業組織力の強化を迅速に進めていくことで、受注確度の向上、売上高の増加に繋がってまいります。

なお、eディスカバリと同様フォレンジックサービスの分野においても、AIの活用により大量のデータを短時間で抜け漏れなく調査したいという需要は、国内の会計不正調査における第三者委員会発足件数の増加を背景に急増しております。当連結会計年度においても大型の調査案件で当社AI技術を活用することで全貌解明に至る事案がありました。当連結会計年度の同サービスの売上高は対前年度比1.5倍と拡大しており、今後も成長が見込まれる分野として注力してまいります。

※当期末より従来の「リーガルテック事業」の呼称を「リーガルテックAI事業」に変更いたしました。

続いて、AIソリューション事業につきましては、国内においてビジネスインテリジェンス、ヘルスケアの各分野が順調に推移した結果、ストックビジネスであるAIソリューション事業においてKIBIT製品の導入社数を176社（前年同期比2.2倍）と積み上げ、セグメント全体の売上高は前年同期比56.7%増と、企業のAI投資機運の高まりを追い風に過去最高売上高を更新し、初めて通期営業黒字に転換いたしました。

ビジネスインテリジェンス分野においては、当連結会計年度は、金融や知財といった既存領域への浸透による導入社数の増加と受託開発の開始による案件の大型化が相俟って売上高が伸びました。

当連結会計年度では、顧客システムや他社システムへの連携を可能にするKIBITの第二世代「KIBIT G2 (キビット ジーツー)」を開発しました。自然言語×AIの領域は開拓の余地が非常に大きく、積極的な市場開拓を推し進め業界のデファクトとしての地位を目指し取り組んでまいります。

さらなる市場開拓に向けては、技術提案力は元より、顧客企業の業務への深い理解を背景としたコンサルティング力、ソリューション力及びサポート力を一層向上することで当社のソリューション軸（領域）をさらに広げ、受託開発等で培ったベストプラクティスを蓄積・パッケージ化しマーケティングパートナー企業と共有・補完し成長を加速させることが必須であると考えます。

こうした取り組みの一環として、当連結会計年度第3四半期にFRONTEO AI BizDevOps Lab. (フロンテオ エーアイ ビズデブオプスラボ) を開設いたしました。AIの導入における様々な課題の発見と解決策の立案から、実現可能な運用設計に至るプロセスを最短で実現し、AIの実装を促進する最前線として稼働しております。

ヘルスケア分野では、当連結会計年度第1四半期において、当社グループとして2つめとなる独自の人工知能 (AI) エンジンである「Concept Encoder」の特許を取得しました。

さらに同第3四半期においては、Concept Encoderのベクトル化技術を応用した製薬企業向け「新規医薬品候補探索技術」の提供を開始するなど、ヘルスケア市場のニーズに応える新技術の開発に取り組み成果を上げました。

また、新技術の開発とともに、中長期プロジェクト（共同研究・受託開発案件）である転倒転落予測システム、疼痛診療支援AIシステム、精神疾患客観評価デバイスといった各製品の開発も順調に進めております。

今後とも、統計学的手法により解析過程が検証可能である（非ブラックボックス性）というConcept Encoderの強みを活かし、ヘルスケアセクターのビッグデータの利活用ならびにソリューション提供の促進を実現してまいります。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は11,262,070千円となり、前年同期比で7.8%減少しましたが、リーガルテックAI事業の損益構造改革による成果が寄与し、営業利益244,410千円（前年同期比37.5%増）、経常利益203,121千円（前年同期は16,572千円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純利益52,249千円（前年同期は828,124千円の親会社株主に帰属する当期純損失）と、全ての利益レベルで黒字化を達成しました。

各事業部門別の売上高の状況は、次のとおりであります。

| 事業部門別            |                 |                     | 売上高(千円)    |
|------------------|-----------------|---------------------|------------|
| リーガルテック<br>AI事業  | eディスカバリサ<br>ービス | Review              | 2,654,549  |
|                  |                 | Collection, Process | 1,725,055  |
|                  |                 | Hosting             | 4,869,693  |
|                  |                 | 計                   | 9,249,297  |
|                  | フォレンジックサ<br>ービス | フォレンジックサービス         | 585,528    |
| リーガルテックAI事業売上高 計 |                 |                     | 9,834,826  |
| AIソリューション事業      |                 | ビジネスインテリジェンス        | 1,169,896  |
|                  |                 | ヘルスケア               | 179,688    |
|                  |                 | 海外AI                | 77,659     |
| AIソリューション事業売上高 計 |                 |                     | 1,427,243  |
| 合 計              |                 |                     | 11,262,070 |

#### (リーガルテックAI事業)

韓国及び台湾でのクロスボーダー案件が好調に推移した一方、主に米国司法省案件においてロスト・期ズレが発生した結果、売上高は9,834,826千円（前年同期比13.0%減）、営業利益は110,773千円（前年同期比75.9%減）となりました。

#### (AIソリューション事業)

国内のビジネスインテリジェンス分野において、金融・知財領域の浸透による導入社数の増加と受託開発開始による案件の大型化により事業規模は着実に拡大しております。その結果、AIソリューション事業では1,427,243千円（前年同期比56.7%増）と過去最高の売上高を更新しました。営業損益に関しましては、営業利益133,637千円（前年同期は282,548千円の営業損失）と従前より進めてきた営業・マーケティング活動が功を奏し、通期営業黒字に転換いたしました。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した主な設備投資は、次のとおりであります。

| 会社名         | 設備の内容                 | 投資額(千円) | 使用開始年月   |
|-------------|-----------------------|---------|----------|
| 株式会社FRONTEO | Lit i View 7.16       | 28,330  | 2018年5月  |
| 株式会社FRONTEO | Lit i View 7.17       | 40,074  | 2018年12月 |
| 株式会社FRONTEO | Lit i View 7.18       | 11,341  | 2019年2月  |
| 株式会社FRONTEO | Lit i View 8.0        | 172,221 | 2018年12月 |
| 株式会社FRONTEO | Patent Explorer19 1.0 | 43,402  | 2018年11月 |
| 株式会社FRONTEO | Find Answer19 1.0     | 13,739  | 2019年3月  |
| 株式会社FRONTEO | KIBIT Automator 1.0   | 91,146  | 2019年3月  |
| 株式会社FRONTEO | KIBIT-Connect 1.0     | 31,807  | 2018年10月 |

(注) 上記「設備の内容」は、すべてソフトウェアであります。

## ③ 資金調達の状況

2019年1月23日付けの金融機関とのコミットメントライン契約に基づき、2019年1月28日に11億円の借入を行いました。

## ④ 吸収合併による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は2018年5月8日に、当社を存続会社とする吸収合併により、連結子会社である株式会社FRONTEOコミュニケーションズの権利義務を承継いたしました。

## (2) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                                                     | 第13期<br>(2016年3月期) | 第14期<br>(2017年3月期) | 第15期<br>(2018年3月期) | 第16期<br>(当連結会計年度)<br>(2019年3月期) |
|---------------------------------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                                              | 10,553,007         | 11,207,730         | 12,217,770         | 11,262,070                      |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益又は<br>親会社株主に帰属する<br>当期純損失(△)<br>(千円) | △194,529           | △948,067           | △828,124           | 52,249                          |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失(△)<br>(円)                    | △5.47              | △26.07             | △21.79             | 1.37                            |
| 総 資 産 (千円)                                              | 12,916,100         | 16,158,872         | 14,465,333         | 13,442,624                      |
| 純 資 産 (千円)                                              | 4,657,450          | 5,018,678          | 4,353,601          | 4,622,000                       |
| 1株当たり純資産額 (円)                                           | 122.10             | 125.99             | 106.45             | 113.96                          |

(注) 1 第14期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第13期については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額によっております。

2 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、第15期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分                          | 第13期<br>(2016年3月期) | 第14期<br>(2017年3月期) | 第15期<br>(2018年3月期) | 第16期<br>(当事業年度)<br>(2019年3月期) |
|------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                   | 4,560,299          | 4,415,836          | 4,664,406          | 4,768,760                     |
| 当 期 純 利 益 (千円)               | 74,432             | 2,929              | 288,878            | 127,053                       |
| 1 株 当 たり<br>当 期 純 利 益<br>(円) | 2.09               | 0.08               | 7.60               | 3.33                          |
| 総 資 産 (千円)                   | 11,896,038         | 15,888,059         | 16,934,861         | 15,156,509                    |
| 純 資 産 (千円)                   | 5,187,455          | 6,548,327          | 7,187,629          | 7,396,488                     |
| 1 株 当 たり<br>純 資 産 額<br>(円)   | 137.47             | 167.18             | 182.01             | 188.04                        |

(注) 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当事業年度の期首から適用しており、第15期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

### (3) 重要な子会社の状況

| 会社名                         | 所在地 | 資本金           | 持株比率    | 主要な事業内容        |
|-----------------------------|-----|---------------|---------|----------------|
| FRONTEO USA, Inc.           | 米国  | 100,100米ドル    | 100.00% | eディスカバリ関連事業    |
| P. C. F. FRONTEO株式会社<br>(注) | 日本  | 10,000千円      | 60.00%  | カードフォレンジック調査事業 |
| FRONTEO Korea, Inc.         | 韓国  | 700,000千韓国ウォン | 100.00% | eディスカバリ関連事業    |
| FRONTEO Taiwan, Inc.        | 台湾  | 19,000千台湾ドル   | 100.00% | eディスカバリ関連事業    |
| 株式会社FRONTEO<br>ヘルスケア        | 日本  | 327,000千円     | 100.00% | 医療分野情報解析事業     |

(注) 2019年1月1日付でPayment Card Forensics株式会社は、P. C. F. FRONTEO株式会社に商号変更しました。

### (4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

#### ① リーガルテックAI事業の営業強化

リーガルテックAI事業は、前連結会計年度における米国子会社の損益構造改革により、eディスカバリ市場の需要変動に耐えうる収益体質を構築いたしました。

今後の課題は、新たに設置したグローバルリーガル事業統括本部の指揮の下、当社グループの強みであるアジア言語の解析力、人工知能（AI）技術を活用した効率性、全工程をワンストップでサポートする対応力を武器にアジア企業の大規模案件獲得による収益改善と顧客基盤の充実化を進めていくことだと考えております。

課題解決に向けて、決定力不足の要因となっている営業・マーケティングのシニアマネジメント層の強化、技術営業の促進、多面的な営業活動の活性化といった営業組織力の強化を迅速に進めてまいります。

#### ② AIソリューション事業の人材採用・育成

AIソリューション事業は、データサイエンティスト・AI人材の不足が顕在化している昨今、技術提案力、顧客企業の業務への深い理解を背景としたコンサルティング力、ソリューション力及びサポート力の向上を実現するために、優秀な人材を獲得・定着させることが重要であると認識しており、引き続き積極的な採用活動と既存社員の育成を進めます。

③ AIソリューション事業のパートナー連携の加速

当社が3年連続でシェアトップを誇る自然言語×AIの領域は開拓の余地が非常に大きく、積極的な市場開拓を推し進め業界のデファクトとしての地位を目指し取り組んでまいりたいと考えております。

市場開拓を加速するためには、導入事例や受託開発などで当社が培ったベストプラクティスを蓄積・パッケージ化しマーケティングパートナー企業と共有・補完することが必須であり、パートナーとの連携を重点的に取り組んでまいります。

④ 新技術の研究・開発

当社の競争力の源泉は技術力であり、市場のニーズに適時に応える技術力の保持と迅速なサービス提供を追求します。

リーガルテックAI事業では、eディスカバリ業界で解析対象となるデータ量増加への対応が課題となっていることを捉え、eディスカバリ作業のAIによる全自動化の実現を目指します。

AIソリューション事業では、当連結会計年度に設立をしたFRONTEO AIBizDevOps Lab.（フロンテオ エーアイ ビズデブオプスラボ）を軸として、AIの導入における様々な課題の発見と解決策の立案から、実現可能な運用設計に至るプロセスを最短で実現いたします。

⑤ 管理体制の強化

日米で上場している企業として社会から信頼を継続的に獲得するため、事業規模の拡大にあわせた組織体制及び内部管理体制の改善・強化を重要な経営課題として認識し、実効性のある内部統制システムへの更なる改善、経営の効率化、会社資源の有効活用等、グループ全体を通じた高度な管理体制の構築と強化を進めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

当社グループは、当社及び連結子会社8社で構成されており、リーガルテックAI事業とAIソリューション事業を行っております。

| 事業内容        |             | 主要商品又は主要サービス                                                                                                                  |
|-------------|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| リーガルテックAI事業 | eディスカバリサービス | ディスカバリ（証拠開示）支援サービス<br>特殊監査支援サービス/ソフトウェア<br>FRONTEO Legal Cloudサービス<br>証拠開示支援ソフトウェア「Lit i View」                                |
|             | フォレンジックサービス | コンプライアンス支援<br>コンプライアンス社内体制構築支援<br>調査サービス<br>電子証拠保全ハードウェア<br>解析ソフトウェア<br>自社開発ソフトウェア販売<br>フォレンジックツール保守<br>フォレンジック調査士育成トレーニングコース |
| AIソリューション事業 |             | ビジネスインテリジェンス、ヘルスケア、海外AI分野におけるAIソリューションサービス                                                                                    |

(6) 主要な事業所 (2019年3月31日現在)

① 当社

|       |             |
|-------|-------------|
| 本 社   | 東京都港区       |
| 名古屋支社 | 愛知県名古屋市中熱田区 |

② 主要な子会社及びその所在地については、「(3) 重要な子会社の状況」をご参照ください。

(7) 使用人の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 使 用 人 数   | 前連結会計年度末比増減 |
|-----------|-------------|
| 387名 (7名) | 25名増 (3名増)  |

(注) 使用人数は従業員数であり、派遣社員を除くパートタイマー及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人数を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数   | 前事業年度末比増減  | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|-----------|------------|---------|-------------|
| 176名 (5名) | 14名増 (4名増) | 37.4歳   | 3.1年        |

(注) 使用人数は従業員数であり、派遣社員を除くパートタイマー及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人数を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

| 借 入 先               | 借 入 額       |
|---------------------|-------------|
| 株 式 会 社 三 菱 UFJ 銀 行 | 3,050,958千円 |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 1,629,826千円 |
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行   | 346,666千円   |
| 株 式 会 社 百 十 四 銀 行   | 69,930千円    |
| 株 式 会 社 横 浜 銀 行     | 133,333千円   |
| 株 式 会 社 千 葉 銀 行     | 119,494千円   |
| 株 式 会 社 北 陸 銀 行     | 66,668千円    |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行   | 66,666千円    |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社 | 25,300千円    |

## 2. 当社に関する事項

### (1) 株式の状況 (2019年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 72,000,000株
- ② 発行済株式の総数 38,123,862株
- ③ 株主数 17,848名
- ④ 大株主(上位10名)

| 株主名                                                                                 | 持株数        | 持株比率   |
|-------------------------------------------------------------------------------------|------------|--------|
| 守本正宏                                                                                | 6,920,400株 | 18.15% |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社<br>(信託口)                                                       | 3,019,800株 | 7.92%  |
| 株式会社フォーカシステムズ                                                                       | 2,984,720株 | 7.82%  |
| 池上成朝                                                                                | 2,712,800株 | 7.11%  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社<br>(信託口9)                                                      | 1,251,500株 | 3.28%  |
| THE BANK OF NEW YORK MELLON140051                                                   | 846,200株   | 2.21%  |
| 第一生命保険株式会社                                                                          | 545,900株   | 1.43%  |
| 神林忠弘                                                                                | 436,200株   | 1.14%  |
| 林純一                                                                                 | 383,000株   | 1.00%  |
| NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS<br>NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT | 292,400株   | 0.76%  |

(注) 1. 持株比率は自己株式(696株)を控除して計算しております。

2. 2019年4月5日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、みずほ証券株式会社、その共同保有者であるアセットマネジメントOne株式会社が、2019年3月29日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、変更報告書の内容は以下のとおりであります。

| 氏名又は名称                | 住所                    | 保有株券等の数(株) | 株券等保有割合(%) |
|-----------------------|-----------------------|------------|------------|
| みずほ証券株式会社             | 東京都千代田区大手町<br>一丁目5番1号 | 56,600     | 0.14%      |
| アセットマネジメント<br>One株式会社 | 東京都千代田区丸の内<br>一丁目8番2号 | 1,154,400  | 3.02%      |

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
(2019年3月31日現在)

|                        |     |                                      |
|------------------------|-----|--------------------------------------|
| 新株予約権の名称               |     | 第17回新株予約権                            |
| 発行決議日                  |     | 2017年6月14日                           |
| 新株予約権の数                |     | 1,702個                               |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数    |     | 当社普通株式 170,200株<br>(各新株予約権1個につき100株) |
| 新株予約権の発行価額             |     | 新株予約権1個当たり 4,200円<br>(1株当たり 42円)     |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価値 |     | 新株予約権1個当たり 73,100円<br>(1株当たり 731円)   |
| 権利行使期間                 |     | 2019年7月1日から2022年7月6日まで               |
| 行使の条件                  |     | (注1)                                 |
| 役員の保有状況                | 取締役 | 新株予約権の数 1,702個                       |
|                        |     | 目的となる株式の数 170,200株                   |
|                        |     | 保有者数 3名                              |

(注) 1. ①本新株予約権者は、2018年3月期及び2019年3月期の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における営業利益の累計額が下記(a)乃至(b)に掲げる条件を満たしている場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれに掲げる割合(以下、「行使可能割合」という。)の個数を行使することができる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

(a) 800百万円を超過した場合：行使可能割合:50%

(b) 1,000百万円を超過した場合：行使可能割合:100%

②新株予約権者が本新株予約権を行使するには、(i) 権利行使時までに2年以上継続して当社または当社子会社の取締役(米国におけるOfficerを含む。)、監査役または従業員(再雇用規程により嘱託となった場合を含む。)のいずれかの地位を有し、かつ、(ii) 権利行使時において、当社または当社子会社の取締役(米国におけるOfficerを含む。)、監査役または従業員(再雇用規程により嘱託となった場合を含む。)のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、権利行使時において、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた理由により、(ii)の要件を満たさない場合には、当該地位を有しなくなってから90日以内に(i)の要件のみをもって行使することができる。

③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

|                        |     |                                     |
|------------------------|-----|-------------------------------------|
| 新株予約権の名称               |     | 第20回新株予約権                           |
| 発行決議日                  |     | 2017年12月22日                         |
| 新株予約権の数                |     | 600個                                |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数    |     | 当社普通株式 60,000株<br>(各新株予約権1個につき100株) |
| 新株予約権の発行価額             |     | 新株予約権と引換えに払い込みを要しない                 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価値 |     | 新株予約権1個当たり 70,600円<br>(1株当たり 706円)  |
| 権利行使期間                 |     | 2020年12月26日から2023年12月25日まで          |
| 行使の条件                  |     | (注2)                                |
| 役員の保有状況                | 取締役 | 新株予約権の数 600個                        |
|                        |     | 目的となる株式の数 60,000株                   |
|                        |     | 保有者数 3名                             |

(注) 2. ①本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）が本新株予約権を行使するには、(i) 権利行使時までに3年以上継続して当社または当社子会社の取締役（米国におけるOfficerを含む。）、監査役、執行役員もしくは従業員（再雇用規程により嘱託となった場合を含む。）のいずれかの地位を有し、かつ、(ii) 権利行使時において、当社または当社子会社の取締役（米国におけるOfficerを含む。）、監査役、執行役員もしくは従業員（再雇用規程により嘱託となった場合を含む。）のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、権利行使時において、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた理由により、(ii) の要件を満たさない場合には、当該地位を有しなくなってから90日以内に (i) の要件のみをもって行使することができる。

②新株予約権の相続はこれを認めない。

③各新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとする。

④その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

|                        |     |                                     |
|------------------------|-----|-------------------------------------|
| 新株予約権の名称               |     | 第23回新株予約権                           |
| 発行決議日                  |     | 2019年2月4日                           |
| 新株予約権の数                |     | 500個                                |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数    |     | 当社普通株式 50,000株<br>(各新株予約権1個につき100株) |
| 新株予約権の発行価額             |     | 新株予約権と引換えに払い込みを要しない                 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価値 |     | 新株予約権1個当たり 79,300円<br>(1株当たり 793円)  |
| 権利行使期間                 |     | 2022年2月6日から2025年2月5日まで              |
| 行使の条件                  |     | (注3)                                |
| 役員の保有状況                | 取締役 | 新株予約権の数 500個                        |
|                        |     | 目的となる株式の数 50,000株                   |
|                        |     | 保有者数 4名                             |

(注) 3. ①本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）が本新株予約権を行使するには、(i) 権利行使時までに3年以上継続して当社または当社子会社の取締役（米国におけるOfficerを含む。）、監査役、執行役員もしくは従業員（再雇用規程により嘱託となった場合を含む。）のいずれかの地位を有し、かつ、(ii) 権利行使時において、当社または当社子会社の取締役（米国におけるOfficerを含む。）、監査役、執行役員もしくは従業員（再雇用規程により嘱託となった場合を含む。）のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、権利行使時において、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた理由により、(ii) の要件を満たさない場合には、当該地位を有しなくなってから90日以内に (i) の要件のみをもって行使することができる。

②新株予約権の相続はこれを認めない。

③各新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとする。

④その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

② 当事業年度中に職務執行の対価として、当社使用人及び子会社の役員・使用人に対し交付した新株予約権の状況

|                        |                                       |           |         |
|------------------------|---------------------------------------|-----------|---------|
| 新株予約権の名称               | 第22回新株予約権                             |           |         |
| 発行決議日                  | 2018年6月25日                            |           |         |
| 新株予約権の数                | 266個                                  |           |         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数    | 当社普通株式 26,600株<br>(各新株予約権1個につき100株)   |           |         |
| 新株予約権の発行価額             | 新株予約権と引換えに払い込みを要しない                   |           |         |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価値 | 新株予約権1個当たり 111,000円<br>(1株当たり 1,110円) |           |         |
| 権利行使期間                 | 2021年6月27日から2024年6月26日まで              |           |         |
| 行使の条件                  | (注1)                                  |           |         |
| 使用人等への交付状況             | 当社使用人                                 | 新株予約権の数   | 56個     |
|                        |                                       | 目的となる株式の数 | 5,600株  |
|                        |                                       | 交付者数      | 23名     |
|                        | 子会社の役員及び使用人                           | 新株予約権の数   | 210個    |
|                        |                                       | 目的となる株式の数 | 21,000株 |
|                        |                                       | 交付者数      | 16名     |

(注) 1. ①本新株予約権の割当てを受けた者(以下「本新株予約権者」という。)が本新株予約権を行使するには、(i)権利行使時までに3年以上継続して当社または当社子会社の取締役(米国におけるOfficerを含む。)、監査役、執行役員もしくは従業員(再雇用規程により嘱託となった場合を含む。)のいずれかの地位を有し、かつ、(ii)権利行使時において、当社または当社子会社の取締役(米国におけるOfficerを含む。)、監査役、執行役員もしくは従業員(再雇用規程により嘱託となった場合を含む。)のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、権利行使時において、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた理由により、(ii)の要件を満たさない場合には、当該地位を有しなくなってから90日以内に(i)の要件のみをもって行使することができる。

②新株予約権の相続はこれを認めない。

③各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

④その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

|                        |                                      |           |         |
|------------------------|--------------------------------------|-----------|---------|
| 新株予約権の名称               | 第23回新株予約権                            |           |         |
| 発行決議日                  | 2019年2月4日                            |           |         |
| 新株予約権の数                | 1,200個                               |           |         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数    | 当社普通株式 120,000株<br>(各新株予約権1個につき100株) |           |         |
| 新株予約権の発行価額             | 新株予約権と引換えに払い込みを要しない                  |           |         |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価値 | 新株予約権1個当たり 79,300円<br>(1株当たり 793円)   |           |         |
| 権利行使期間                 | 2022年2月6日から2025年2月5日まで               |           |         |
| 行使の条件                  | (注2)                                 |           |         |
| 使用人等への交付状況             | 当社使用人                                | 新株予約権の数   | 880個    |
|                        |                                      | 目的となる株式の数 | 88,000株 |
|                        |                                      | 交付者数      | 67名     |
|                        | 子会社の役員<br>及び使用人                      | 新株予約権の数   | 320個    |
|                        |                                      | 目的となる株式の数 | 32,000株 |
|                        |                                      | 交付者数      | 45名     |

(注) 2. ①本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）が本新株予約権を行使するには、(i) 権利行使時までに3年以上継続して当社または当社子会社の取締役（米国におけるOfficerを含む。）、監査役、執行役員もしくは従業員（再雇用規程により嘱託となった場合を含む。）のいずれかの地位を有し、かつ、(ii) 権利行使時において、当社または当社子会社の取締役（米国におけるOfficerを含む。）、監査役、執行役員もしくは従業員（再雇用規程により嘱託となった場合を含む。）のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、権利行使時において、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた理由により、(ii) の要件を満たさない場合には、当該地位を有しなくなってから90日以内に (i) の要件のみをもって行使することができる。

②新株予約権の相続はこれを認めない。

③各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

④その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況

(2019年3月31日現在)

| 会社における地位  | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                            |
|-----------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 守 本 正 宏 | P. C. F. FRONTEO株式会社 取締役<br>FRONTEO USA, Inc. 取締役<br>株式会社FRONTEOヘルスケア 代表取締役会長                      |
| 取締役副社長    | 池 上 成 朝 | P. C. F. FRONTEO株式会社 取締役<br>FRONTEO USA, Inc. 代表取締役<br>株式会社FRONTEOヘルスケア 取締役                        |
| 取 締 役     | 武 田 秀 樹 |                                                                                                    |
| 取 締 役     | 上 杉 知 弘 | 株式会社FRONTEOヘルスケア 監査役<br>FRONTEO USA, Inc. 取締役<br>P. C. F. FRONTEO株式会社 監査役                          |
| 取 締 役     | 舟 橋 信   | 株式会社セキュリティ工学研究所取締役<br>一般社団法人日本画像認識協会理事<br>一般社団法人メディカルITセキュリティフォーラム理事                               |
| 取 締 役     | 桐 澤 寛 興 | 響き税理士法人代表社員<br>株式会社マネジメントファーム代表取締役                                                                 |
| 常 勤 監 査 役 | 須 藤 邦 博 |                                                                                                    |
| 監 査 役     | 安 本 隆 晴 | 安本公認会計士事務所所長<br>株式会社ファーストリテイリング社外監査役<br>アスクル株式会社社外監査役<br>株式会社リンク・セオリー・ジャパン監査役<br>GROOVE X株式会社社外監査役 |
| 監 査 役     | 大 久 保 圭 | 長島・大野・常松法律事務所パートナー                                                                                 |

- (注) 1. 取締役舟橋信氏、取締役桐澤寛興氏、監査役須藤邦博氏、監査役安本隆晴氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 取締役舟橋信氏、取締役桐澤寛興氏は、社外取締役であります。
3. 監査役須藤邦博氏、監査役安本隆晴氏及び監査役大久保圭氏は、社外監査役であります。
4. 監査役須藤邦博氏は、経理及び経営管理の知識が豊富であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役安本隆晴氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役大久保圭氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

## ③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分   | 支 給 人 員 | 報 酬 等 の 額 |
|-------|---------|-----------|
| 取 締 役 | 6 名     | 155,700千円 |
| 監 査 役 | 3 名     | 22,000千円  |
| 合 計   | 9 名     | 177,700千円 |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2012年6月22日開催の第9回定時株主総会において年額350,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。  
2. 取締役の報酬等の額のうち社外取締役2名に対する報酬額は12,000千円であります。  
3. 監査役の報酬限度額は、2007年2月6日開催の臨時株主総会において年額80,000千円以内と決議いただいております。  
4. 監査役の報酬等の額のうち社外監査役3名に対する報酬額は22,000千円であります。

## ④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 地 位       | 氏 名     | 兼 職 の 状 況                                                                                          |
|-----------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社 外 取 締 役 | 舟 橋 信   | 株式会社セキュリティ工学研究所取締役<br>一般社団法人日本画像認識協会理事<br>一般社団法人メディカルITセキュリティフォーラム理事                               |
| 社 外 取 締 役 | 桐 澤 寛 興 | 響き税理士法人代表社員<br>株式会社マネジメントファーム代表取締役                                                                 |
| 社 外 監 査 役 | 安 本 隆 晴 | 安本公認会計士事務所所長<br>株式会社ファーストリテイリング社外監査役<br>アスクル株式会社社外監査役<br>株式会社リンク・セオリー・ジャパン監査役<br>GROOVE X株式会社社外監査役 |
| 社 外 監 査 役 | 大 久 保 圭 | 長島・大野・常松法律事務所パートナー                                                                                 |

(注) 社外役員の重要な兼職先と当社との間には、重要な取引関係はありません。

- ロ. 当事業年度における主な活動状況  
 ・取締役会及び監査役会への出席状況

|            | 取締役会 (20回開催) |      | 監査役会 (16回開催) |      |
|------------|--------------|------|--------------|------|
|            | 出席回数         | 出席率  | 出席回数         | 出席率  |
| 取締役 舟橋 信   | 19回          | 95%  | —            | —    |
| 取締役 桐澤 寛 興 | 19回          | 95%  | —            | —    |
| 監査役 須藤 邦 博 | 20回          | 100% | 16回          | 100% |
| 監査役 安本 隆 晴 | 20回          | 100% | 16回          | 100% |
| 監査役 大久保 圭  | 20回          | 100% | 16回          | 100% |

- (注) 1. 取締役舟橋信氏、取締役桐澤寛興氏、監査役須藤邦博氏、監査役安本隆晴氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。  
 2. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

- ・ 取締役舟橋信氏は、元警察庁技術審議官としての豊富な経験と高い見識により、当社経営に関する助言や提言を行っております。
- ・ 取締役桐澤寛興氏は、税理士の資格を有しており、主に専門的見地から経験と見識に基づいて適宜発言を行っております。
- ・ 監査役須藤邦博氏は、経理及び経営管理の知識が豊富であり、長年の経験と幅広い見識により、適宜発言を行っております。
- ・ 監査役安本隆晴氏は、公認会計士の資格を有しており、主に専門的見地から経験と見識に基づいて適宜発言を行っております。
- ・ 監査役大久保圭氏は、弁護士の資格を有しており、主に専門的見地から経験と見識に基づいて適宜発言を行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

##### ① 名称 三優監査法人 (一時会計監査人)

- (注) 当社の会計監査人であったEY新日本有限責任監査法人は、当社と協議を重ね合意の上、2018年7月17日付で監査契約を継続しないことといたしました。これにより同監査法人は、同日をもって当社の会計監査人を退任いたしました。これに伴い、当社の会計監査人が不在となる事態を回避し、適正な監査業務が継続的に実施される体制を維持するため2018年7月17日開催の監査役会において三優監査法人を一時会計監査人に選任し、同日付で就任しております。

## ② 報酬等の額

|                                     | 支 払 額     |
|-------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 280,000千円 |
| 当事業年度に係る会計監査人の非監査業務報酬の額             | － 千円      |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 280,000千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法及びPCAOB監査基準に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

当社の連結子会社であるFRONTEO USA, Inc. は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているBDO USA, LLPの監査を受けており、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、当該監査報酬を含めております。

当事業年度における上記報酬等の額以外に、前事業年度に係るEY新日本有限責任監査法人への追加報酬の額が140,854千円あります。

## ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

## ④ 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況、報酬の見積りの算出根拠等を検討し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意を行っております。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

会計監査人と締結している個別の責任限定契約はございませんが、当社定款において会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、会計監査人の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる旨の定めをしております。

## 連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部       |            | 負 債 の 部               |            |
|---------------|------------|-----------------------|------------|
| 流 動 資 産       | 6,862,818  | 流 動 負 債               | 4,747,399  |
| 現金及び預金        | 3,926,008  | 買掛金                   | 137,568    |
| 受取手形及び売掛金     | 2,666,605  | 短期借入金                 | 1,100,000  |
| 商 品           | 1,051      | 一年内返済予定の長期借入金         | 933,520    |
| 貯 蔵 品         | 2,826      | 一年内償還予定の新株予約権付社債      | 1,250,000  |
| そ の 他         | 351,042    | 未 払 金                 | 331,838    |
| 貸倒引当金         | △84,715    | 未払法人税等                | 80,292     |
| 賞与引当金         |            | 事業整理損失引当金             | 35,156     |
| 事業整理損失引当金     |            | 事業整理損失引当金             | 63,022     |
| そ の 他         |            | そ の 他                 | 815,999    |
| 固 定 資 産       | 6,579,805  | 固 定 負 債               | 4,073,224  |
| 有形固定資産        | 743,464    | 長期借入金                 | 3,475,323  |
| 建物            | 333,719    | 繰延税金負債                | 167,825    |
| 減価償却累計額       | △188,524   | 退職給付に係る負債             | 49,991     |
| 建物(純額)        | 145,194    | 資産除去債務                | 45,755     |
| 工具、器具及び備品     | 1,582,885  | そ の 他                 | 334,329    |
| 減価償却累計額       | △1,099,615 |                       |            |
| 工具、器具及び備品(純額) | 483,269    |                       |            |
| 車両運搬具         | 10,045     |                       |            |
| 減価償却累計額       | △8,093     |                       |            |
| 車両運搬具(純額)     | 1,952      |                       |            |
| リース資産         | 258,621    |                       |            |
| 減価償却累計額       | △158,123   |                       |            |
| リース資産(純額)     | 100,498    |                       |            |
| そ の 他 (純額)    | 12,549     |                       |            |
| 無 形 固 定 資 産   | 4,539,406  |                       |            |
| ソフトウェア        | 878,980    |                       |            |
| の れ ん         | 1,733,991  |                       |            |
| 顧客関連資産        | 1,599,671  |                       |            |
| そ の 他         | 326,763    |                       |            |
| 投資その他の資産      | 1,296,934  |                       |            |
| 投資有価証券        | 872,114    |                       |            |
| 差入保証金         | 161,533    |                       |            |
| 長期預金          | 221,980    |                       |            |
| 繰延税金資産        | 11,123     |                       |            |
| そ の 他         | 30,183     |                       |            |
| 資 産 合 計       | 13,442,624 | 負 債 合 計               | 8,820,624  |
|               |            | 純 資 産 の 部             |            |
|               |            | 株 主 資 本               | 4,226,288  |
|               |            | 資 本 金                 | 2,559,206  |
|               |            | 資 本 剰 余 金             | 2,343,293  |
|               |            | 利 益 剰 余 金             | △676,120   |
|               |            | 自 己 株 式               | △90        |
|               |            | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 | 118,316    |
|               |            | その他有価証券評価差額金          | 530,444    |
|               |            | 為替換算調整勘定              | △412,128   |
|               |            | 新株予約権                 | 227,797    |
|               |            | 非支配株主持分               | 49,597     |
|               |            | 純 資 産 合 計             | 4,622,000  |
|               |            | 負 債 及 び 純 資 産 合 計     | 13,442,624 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                          | 金 額     | 金 額        |
|------------------------------|---------|------------|
| 売 上                          |         | 11,262,070 |
| 売 上 原 価                      |         | 6,328,198  |
| 売 上 総 利 益                    |         | 4,933,871  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費          |         | 4,689,461  |
| 営 業 利 益                      |         | 244,410    |
| 営 業 外 収 益                    |         |            |
| 受 取 利 息                      | 2,580   |            |
| 受 取 配 当 金                    | 14,400  |            |
| 為 替 差 益                      | 79,129  |            |
| そ の 他                        | 1,893   | 98,003     |
| 営 業 外 費 用                    |         |            |
| 支 払 利 息                      | 39,445  |            |
| シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料      | 63,287  |            |
| そ の 他                        | 36,559  | 139,292    |
| 経 常 利 益                      |         | 203,121    |
| 特 別 利 益                      |         |            |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益              | 44,130  | 44,130     |
| 特 別 損 失                      |         |            |
| 減 損 損 失                      | 8,919   |            |
| 固 定 資 産 除 却 損                | 7,625   | 16,545     |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益        |         | 230,706    |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税        | 205,082 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額                | △36,758 | 168,324    |
| 当 期 純 利 益                    |         | 62,382     |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益 |         | 10,132     |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益 |         | 52,249     |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |            | 負 債 の 部           |            |
|-----------------|------------|-------------------|------------|
| 流 動 資 産         | 5,226,409  | 流 動 負 債           | 4,029,376  |
| 現金及び預金          | 2,666,387  | 買掛金               | 209,977    |
| 売掛金             | 1,544,104  | 短期借入金             | 1,100,000  |
| 商品              | 1,051      | 一年内返済予定の長期借入金     | 933,520    |
| 貯蔵品             | 2,196      | 一年内償還予定の新株予約権付社債  | 1,250,000  |
| 前払費用            | 85,722     | リース債務             | 19,287     |
| 関係会社短期貸付金       | 205,772    | 未払金               | 362,630    |
| 関係会社立替金         | 707,328    | 未払費用              | 30,219     |
| その他             | 156,025    | 未払法人税等            | 42,111     |
| 貸倒引当金           | △142,179   | 未払消費税等            | 16,524     |
|                 |            | 前受金               | 19,400     |
|                 |            | 預り金               | 43,686     |
|                 |            | その他               | 2,019      |
| 固 定 資 産         | 9,930,100  | 固 定 負 債           | 3,730,645  |
| 有形固定資産          | 281,099    | 長期借入金             | 3,475,323  |
| 建物              | 215,284    | リース債務             | 29,581     |
| 減価償却累計額         | △122,344   | 退職給付引当金           | 48,460     |
| 建物(純額)          | 92,939     | 資産除去債務            | 45,755     |
| 工具、器具及び備品       | 523,142    | 繰延税金負債            | 131,469    |
| 減価償却累計額         | △379,327   | その他               | 55         |
| 工具、器具及び備品(純額)   | 143,815    | 負 債 合 計           | 7,760,021  |
| リース資産           | 89,038     | 純 資 産 の 部         |            |
| 減価償却累計額         | △44,694    | 株 主 資 本           | 6,638,245  |
| リース資産(純額)       | 44,344     | 資 本 金             | 2,559,206  |
| 無 形 固 定 資 産     | 1,127,651  | 資 本 剰 余 金         | 2,346,666  |
| ソフトウェア          | 806,417    | 資 本 準 備 金         | 2,290,956  |
| ソフトウェア仮勘定       | 253,005    | その他資本剰余金          | 55,709     |
| その他             | 68,228     | 利 益 剰 余 金         | 1,732,462  |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 8,521,349  | その他利益剰余金          | 1,732,462  |
| 投資有価証券          | 872,114    | 繰越利益剰余金           | 1,732,462  |
| 関係会社株式          | 7,204,343  | 自 己 株 式           | △90        |
| 長期預金            | 221,980    | 評 価 ・ 換 算 差 額 等   | 530,444    |
| 出資金             | 10         | その他有価証券評価差額金      | 530,444    |
| 長期前払費用          | 10,559     | 新 株 予 約 権         | 227,797    |
| 関係会社長期貸付金       | 138,737    | 純 資 産 合 計         | 7,396,488  |
| 差入保証金           | 73,605     | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 15,156,509 |
| 資 産 合 計         | 15,156,509 |                   |            |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額       |
|-------------------------|-----------|
| 売 上 高                   | 4,768,760 |
| 売 上 原 価                 | 2,158,068 |
| 売 上 総 利 益               | 2,610,692 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 2,042,776 |
| 営 業 利 益                 | 567,916   |
| 営 業 外 収 益               |           |
| 受 取 利 息                 | 7,455     |
| 受 取 配 当 金               | 14,400    |
| 業 務 受 託 料               | 5,258     |
| 為 替 差 益                 | 49,167    |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 益         | 31,451    |
| そ の 他                   | 1,488     |
| 営 業 外 費 用               |           |
| 支 払 利 息                 | 28,235    |
| シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料 | 63,287    |
| そ の 他                   | 4,481     |
| 経 常 利 益                 | 581,131   |
| 特 別 利 益                 |           |
| 抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益       | 48,609    |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益         | 44,130    |
| 特 別 損 失                 |           |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 2,405     |
| 減 損 損 失                 | 8,919     |
| 債 権 放 棄 損               | 45,911    |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損       | 371,004   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 428,241   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税   | 156,758   |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △38,181   |
| 当 期 純 利 益               | 127,053   |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年6月12日

株式会社FRONTEO

取締役会 御中

### 三優監査法人

|                        |       |         |   |
|------------------------|-------|---------|---|
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 山 本 公 太 | Ⓔ |
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 増 田 涼 恵 | Ⓔ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社FRONTEOの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社FRONTEO及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年6月12日

株式会社FRONTEO

取締役会 御中

### 三優監査法人

|                        |       |         |   |
|------------------------|-------|---------|---|
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 山 本 公 太 | Ⓔ |
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 増 田 涼 恵 | Ⓔ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社FRONTEOの2018年4月1日から2019年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画並びに重点監査項目等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な子会社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、主要な海外子会社については往査等を通じ、取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年6月12日

|              |         |
|--------------|---------|
| 株式会社 FRONTEO | 監査役会    |
| 常勤監査役（社外監査役） | 須藤 邦博 ㊞ |
| 監査役（社外監査役）   | 安本 隆晴 ㊞ |
| 監査役（社外監査役）   | 大久保 圭 ㊞ |

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、財務状況や通期の業績等を総合的に勘案したうえで次のとおりとしたいと存じます。

期末配当に関する事項

#### ①配当財産の種類

金銭

#### ②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき

3円

配当総額

114,369,498円

#### ③剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月30日

(※2019年6月30日は金融機関が休日となるため、支払開始日は7月1日となります。)

## 第2号議案 会計監査人の選任の件

当社の会計監査人であったEY新日本有限責任監査法人は、2018年7月17日付で当社と協議を重ね合意の上、監査契約を継続しないことといたしました。これにより同監査法人は、同日をもって当社の会計監査人を退任いたしました。これに伴い、当社の会計監査人が不在となる事態を回避し、適正な監査業務が継続的に実施される体制を維持するため、2018年7月17日開催の監査役会において、三優監査法人を一時会計監査人として選任し、同日付で就任しております。

つきましては、監査役会の決定に基づき、一時会計監査人であります三優監査法人を、改めて会計監査人に選任することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、監査役会が三優監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、監査実績や監査の品質管理体制、独立性及び専門性に加え、会計監査の継続性を総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。

会計監査人候補者の概要は次の通りであります。

(2019年4月1日現在)

|           |                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                        |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名称        | 三優監査法人                                                                                                                                                                              |                                                                                                                        |
| 事務所       | (主たる事務所)<br>東京都新宿区西新宿一丁目24番1号 エステック情報ビル15F<br>(その他の事務所)<br>札幌市中央区大通西四丁目6番地1 札幌大通西4ビル3F<br>名古屋市中村区名駅三丁目25番9号 堀内ビル4F<br>大阪市北区堂島浜一丁目4番16号 アクア堂島NBFタワー14F<br>福岡市中央区天神二丁目14番13号 天神三井ビル8F |                                                                                                                        |
| 沿革        | 1986年10月 監査法人三優会計社設立<br>1987年7月 大阪事務所設置<br>1990年12月 福岡事務所設置<br>1996年4月 三優監査法人に名称変更<br>1996年7月 名古屋事務所設置<br>2015年7月 札幌事務所設置                                                           |                                                                                                                        |
| 海外事務所との提携 | 1996年1月 BDO Binder BV (現: BDO) と業務提携                                                                                                                                                |                                                                                                                        |
| 概要        | 構成人員                                                                                                                                                                                | パートナー 30名<br>職員 (公認会計士) 109名<br>(その他監査従事者) 55名<br>(コンサルタント) 4名<br>(その他職員) 26名<br>独立第三者委員 3名<br>合計 227名<br>監査関与会社数 213社 |

### 第3号議案 ストックオプションとしての新株予約権発行の件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役（うち社外取締役2名）、執行役員及び従業員、当社子会社の取締役及び従業員、並びに当社の協力者に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、当社取締役に対する新株予約権の無償発行は、取締役に対する金銭でない報酬等に該当し、また、その額が確定していないため、報酬等の額の具体的な算定方法及びその具体的な内容についても併せてご承認をお願いするものであります。

なお、当社取締役の報酬額は、2012年6月22日開催の第9回定時株主総会において年額350,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、当該報酬とは別枠で、ご承認をお願いするものであります。

#### 記

##### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高め、株式価値の向上を目指した経営を一層推進するとともに、グローバルな視点で優秀な人材を確保すること、当社の協力者との友好的な協力関係を一層深め、当社の業績向上に寄与することを目的とするものであります。

##### 2. 新株予約権の発行要領

###### (1) 新株予約権の割当ての対象者

当社の取締役（うち社外取締役2名）、執行役員及び従業員、当社子会社の取締役及び従業員、並びに当社の協力者

###### (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式200,000株を上限とする。

このうち、当社取締役に対しては普通株式100,000株（うち社外取締役については30,000株）を上限とする。

ただし、以下に定める付与株式数の調整を行った場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

新株予約権 1 個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

(3) 新株予約権の総数

2,000個を上限とする。

このうち、当社取締役に対しては1,000個（うち社外取締役については300個）を上限とする。

(4) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに、金銭の払込みを要しないこととする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は以下のとおりとする。割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、当該金額が割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。なお、割当日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- ① 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

- ② 当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- ③ 当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

割当日の翌日から3年を経過した日の翌日を始期としてその後3年間とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）が本新株予約権を行使するには、(i) 権利行使時までに3年以上、割当日から継続して当社または当社子会社の取締役（米国におけるOfficerを含む。）、執行役員もしくは従業員（再雇用細則により嘱託となった場合を含む。）または当社の協力者のいずれかの地位を有し、かつ、(ii) 権利行使時において、当社または当社子会社の取締役（米国におけるOfficerを含む。）、執行役員もしくは従業員（再雇用細則により嘱託となった場合を含む。）または当社の協力者のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、権利行使時において、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた理由により、(ii) の要件を満たさない場合には、当該地位を有しなくなってから90日以内に (i) の要件のみをもって行使することができる。
- ② 新株予約権の相続はこれを認めない。
- ③ 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとする。
- ④ その他の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の取得の事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記(5)③に従って定める調整後行使価額に、上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記「(6) 新株予約権を行使することができる期間」の開始日または組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「(6) 新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。

- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

- ⑧ 新株予約権の取得の事由及び条件

上記「(8) 新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。

#### (12) 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い

新株予約権の行使により交付する株式の数の端数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

### 3. 取締役の報酬等の具体的な算定方法

当社取締役の新株予約権の報酬等の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個あたりの公正価額に、割当日において在任する取締役に割り当てる新株予約権の総数（取締役については1,000個（うち社外取締役については300個））を乗じた額といたします。新株予約権1個あたりの公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件を基にブラック・ショールズ・モデルを用いて算定いたします。なお、現在、取締役の員数は6名（うち社外取締役2名）であります。

以 上

## インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止します。）  
※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、2019年6月28日（金曜日）午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

## 2. インターネットによる議決権行使方法について

### (1) パソコン、携帯電話による方法

- ・議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

### (2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。  
2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記2.（1）パソコン、携帯電話による方法にて議決権行使を行ってください。  
※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

### 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

### 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

#### インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00 通話料無料）









## 株主総会会場ご案内図

〒135-0063 東京都江東区有明三丁目6番6号

ホテルサンルート有明 2階「花明」

TEL : 03-5530-3610



〔最寄り駅からのご案内〕

- りんかい線 国際展示場駅 徒歩3分
- 新交通ゆりかもめ 東京ビッグサイト駅 徒歩3分